

漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 2 号

漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和51年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第 4 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者が同令第 2 条に規定する東日本大震災の後 <u>平成31年 3 月 31 日</u> までに貸付けを受ける利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の貸付条件は、第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略]	附 則 1 [略] 2 東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成23年政令第136号）第 4 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者が同令第 2 条に規定する東日本大震災の後 <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> までに貸付けを受ける利子補給の対象となる漁業経営維持安定資金の貸付条件は、第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定は、平成31年 4 月 1 日から適用する。